

# 新たな制度の円滑な運用について（案）

---

（事業所の評価に係る認定プロセスの整理）



危険物保安技術協会  
Hazardous Materials Safety Techniques Association



# 他法令における認定制度の活用について

- 第1回有識者検討会において、新たな制度に係る事業所認定の要件については**高圧ガス保安法**における認定高度保安実施者制度等（以下、高圧ガス認定制度等という。）の**認定要件を活用**することにより、**審査の簡略化**及び**事業者の負担軽減**を図ることについて要望があったところ。
- 新たな制度に係る認定の審査基準について、高圧ガス認定制度の審査基準と重複等しているものについては**当該基準を参考に整理**した。
- 新たな制度に係る認定の審査について、**高圧ガス認定制度の審査基準を活用**することで**審査基準**を次のとおり**分類**することにより、審査の簡略化並びに事業所の負担軽減を図ることはできないか。
  - ・高圧ガス保安法における認定制度の審査基準を満足することにより、新たな制度の認定審査を免除できる基準
  - ・高圧ガス保安法における認定制度の審査基準の内容を新たな制度の認定審査に活用できる基準
  - ・新たな制度独自の基準



## 引用元における略語の例

A・コ ……高圧ガス保安法/コンビナート等保安規則第49条の7の3第3項関係 (特定認定(A認定)高度保安検査実施者制度)

B・コ ……高圧ガス保安法/コンビナート等保安規則/別表第九、第十関係 (認定(B認定)高度保安検査実施者制度)

B・告 ……高圧ガス保安法/認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準に係る告示関係 (認定(B認定)高度保安検査実施者制度)

B・コ・条 ……高圧ガス保安法/コンビナート等保安規則第49条の7の3第2項関係 (認定(B認定)高度保安検査実施者制度)

## 他法令の認定基準を新たな制度の認定審査に活用できる基準等の分類

…高圧ガス保安法における認定制度の審査基準を満足することにより、新たな制度の認定審査を免除できる基準

…高圧ガス保安法における認定制度の審査基準の内容を新たな制度の認定審査に活用できる基準

…新たな制度・独自の認定基準



# a. 社内手続きの確立

## (a) 判断プロトコルの運用及び継続的な改善を行う体制



審査項目	審査基準（確認方法）	引用元
組織	保安管理を担当する組織、設備管理を担当する組織及び運転管理を担当する組織を設置するとともに、各管理担当組織の長を他の管理担当組織の長以外の者から選任されており、各担当組織の業務範囲及び責任の所在が定められていること	B・告 (体制及び役割等一・イ・2・(1))
工事管理規程	変更管理の対象となる変更の適切な範囲及び変更管理の適切な手順を定めていること	B・告 (体制及び役割等一・ロ・(4))
	工事管理組織の長は、変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること	B・コ (2・三・認定高度保安実施者の行う完成検査完成検査イ)
	工事管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、工事管理が適切に実施されていること	B・コ (2・三・認定高度保安実施者の行う完成検査完成検査ハ)
工事計画評価体制	工事管理組織において、工事計画書等のとおりに変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること	B・コ (2・三・認定高度保安実施者の行う完成検査完成検査イ)
協力会社との連携	協力会社の作業範囲及び責任の所在に関する事項を定めること 複数の協力会社を使用する場合にあっては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項を定めること	B・告 (体制及び役割等・五)
自主検査組織	工事管理組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあっても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること	B・コ (2・三・認定高度保安実施者の行う完成検査完成検査ロ)
検査方法	完成検査は、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること	B・コ (2・三・認定高度保安実施者の行う完成検査完成検査ロ)

## a. 社内手続きの確立

### (b) 変更工事の進捗状況及び履歴を記録し管理する体制

審査項目	審査基準（確認方法）	引用元
記録管理体制	変更工事の管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。 また、保存された記録は、その後の変更工事において活用できる体制になつていること	B・コ (2・三・認定高度保安実施者の 行う完成検査完成検査・ハ)
	変更工事に関する記録は読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管し、 維持されていること	B・告 (記録 2)
	記録の保管期限を定め、かつ、当該期間が記録されていること	B・告 (記録 3)



## b. 事故防止体制



(a) 変更工事のリスクに応じた事故防止対策が実行できる体制

(b) 事故防止措置の対応を周知徹底できる体制

審査項目	審査基準（確認方法）	引用元
組 織	リスクアセスメントにおいて、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織が参加する実施プロセス及びその役割が明確になっていること	A・コ
	変更工事のリスクレベルに応じたリスクアセスメント及びリスク低減策が実行されていること	A・コ
	リスクアセスメント結果及びリスク低減策について、リスクランクに応じた承認者が明確になっていること	A・コ
	リスクアセスメント当事者以外の内部組織の第三者による確認が明確になっているとともに実行されていること	A・コ
	リスクアセスメントの結果が他部署と情報共有されており、共有されたリスクアセスメント結果を踏まえ、各部署におけるリスク低減策の見直しが行われる体制が整備されていること	A・コ
規 程	変更工事における危険源の特定に係る手順等を記載した規程・要領類が整備されていること	B・告 (保安に影響を与える危険源)
	危険源を特定する計画書を策定し、危険度の高いものからリスクを軽減する等重大事故に繋がる可能性が高い設備・プロセスを優先し、計画的にリスクアセスメントを実施するとともに適切なリスク低減策が講じられていること	B・告 (保安に影響を与える危険源)
周知徹底できる体制	リスクアセスメント及びリスク低減策について、協力会社員を含む全ての従業員が容易に了知することを可能とするための手順を確立し、かつ、維持されていること	B・告 (保安に影響を与える危険源)



## C. 事故発生時の応急対応等

### (a) 事故発生時の的確な応急対応計画の整備とそれに基づいた十分な教育訓練の実施体制

審査項目	審査基準（確認方法）	引用元
応急対応計画の整備	<p>防災管理に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類が整備され、かつ、防災管理を適切に実施する体制が明確になっていること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 災害対策本部及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項</li><li>二 防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項</li><li>三 各種防災設備の整備、維持管理に関する事項</li><li>四 緊急停止に関する事項</li><li>五 関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項</li><li>六 夜間、休日等の緊急呼出し体制（協力会社の従業員の緊急呼出し体制を含む。）に関する事項</li><li>七 保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項</li></ul> <p>事業所の施設、取扱い物質に応じたリスクシナリオが策定されていること</p>	<p><u>B・告</u> (緊急事態への準備及び対応)</p> <p><u>A・コ</u></p>
教育訓練の実施体制	<p>教育訓練の必要性を明確にし、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に、適切な教育訓練が実施されていること</p> <p>保安管理活動を行う部門又は組織において、それぞれの就業者に次に掲げる事項を周知徹底する手順が確立され、かつ、維持されていること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 保安管理方針その他の保安管理システムの要求事項に適合することの重要性に関する事項</li><li>二 保安に係る情報に関する事項</li><li>三 規程・基準類の遵守の徹底に関する事項</li><li>四 緊急時対応訓練その他の防災訓練に関する事項</li><li>五 その他教育訓練全般について必要な事項</li></ul>	<p><u>B・告</u> (教育訓練)</p> <p><u>B・告</u> (教育訓練)</p>

## C. 事故発生時の応急対応等

### (b) 公設消防隊と施設情報や災害情報等を効果的に共有できる連携体制

審査項目	審査基準（確認方法）	引用元
規 程	<p>公設消防隊との災害情報等の共有について、電磁的手法を活用するなど高度な連携体制を適切に実施できる体制が明確にされていること</p> <p>公設消防隊との連絡調整を担当する者を定めておき、災害時、次の役割を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 現場での情報提供</li><li>二 危険物情報の共有</li><li>三 設備の操作方法の助言</li></ul>	
公設消防隊との高度な連携体制	<p>施設や災害情報等について適切に周知できる体制が整備されており、かつ、適切に実施されていること</p> <p>事業所の特徴を捉え、災害の様相から想定される事故発展シナリオ等について公設消防隊へ情報共有できる体制が整備されていること</p> <p>公設消防隊との連携訓練に関する計画が定められていること</p>	
	<p>事故対応後には、当該事故対応への準備及び対応の手順について、公設消防隊の意見を取り入れ評価とともに、必要に応じて見直しが行われていること</p>	



## d. 自律的な保安確保に係るマネジメント体制

### (a) 保安確保に対する経営トップの明確なコミットメント

審査項目	審査基準（確認方法）	引用元
基本姿勢	法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立て、作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されていること	B・コ (1・一 保安に係る基本姿勢)
	全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みが行われていること	
	技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制が整備されていること	B・コ (1・一 保安に係る基本姿勢)



## d. 自律的な保安確保に係るマネジメント体制

### (b)十分なコンプライアンス体制・コーポレートガバナンスの確保

審査項目	審査基準（確認方法）	引用元
十分なコンプライアンス体制	複層チェック体制が構築されていること (設備の変更工事の際に行政手続きの要否等を保安管理部門を含む複数の部門が確認する体制が構築されているなど、消防法の法令事項を遵守するための複層的なチェック体制の構築)	<u>B・コ</u> (1・二 法令遵守の体制) (審査基準の内容は小委員会資料※より抜粋)
	法令違反発生時の通報手順が適切に定められていること (消防法の法令違反が発覚した際の本社や関係機関への通報手順の策定)	<u>B・コ</u> (1・二 法令遵守の体制) (審査基準の内容は小委員会資料※より抜粋)
コーポレート・ガバナンスの確保	取締役等を保安活動の責任者としていること (保安に係る意思決定を迅速に行い、トップダウンで社内横断的に適切な保安活動を実行できる体制の整備)	<u>B・コ</u> (1・一 保安に係る基本姿勢) (審査基準の内容は小委員会資料※より抜粋)
	監査役等が保安体制の整備等について監査を行っていること (保安管理部門等から監査役等に保安活動の状況が定期的に報告されているほか、監査役等が事業所を定期的に訪問して改善意見を示しているなど、監査役等が保安活動に責任を有する取締役等の職務執行や事業所の保安活動全般に対して有効な監査を行っている)	<u>B・コ</u> (1・一 保安に係る基本姿勢) (審査基準の内容は小委員会資料※より抜粋)

※小委員会資料 … 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について(第23・24回産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会資料)



## e. 主体的な保安確保に係るマネジメント体制

### (a) 関連するリスクの適切な洗い出しとその対応のための取組



審査項目	審査基準（確認方法）	引用元
リスクの適切な洗い出しとその対応のための取組	変更工事におけるリスクの解析及び評価が適切な方法で実施されていること	B・告 (保安に影響を与える危険源)
	事業所内外の事故情報等を踏まえて危険源の特定に係る手法等を再評価して定期的に見直しを行っているなど、危険源を最新にする体制が構築されていること	B・告 (保安に影響を与える危険源)
	危険源の特定及び評価を実施し、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること	B・告 (体制及び役割等 2 口 (2))
サイバーセキュリティ対策	サイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること (具体的には、以下いずれかのガイドラインを参考に、対システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的や方向性、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む基本方針が定められ、文書化されていること) -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン)	B・コ (2・五 サイバーセキュリティの確保)



## e. 主体的な保安確保に係るマネジメント体制

### (b) 保安の高度化に係る取組（最新テクノロジーの導入等）



審査項目	審査基準（確認方法）	引用元
最新テクノロジーの導入等	保安の確保の方法について、現場作業の効率化につながり、かつ、保安の確保に資するテクノロジーが導入されていること（異常検知、モニタリング技術、人の作業を代替する技術、現場の状態を診断する技術等の導入等）	B・コ・条
	高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制が整備されていること	B・コ・条
	役員又は事業所の長が、高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること	B・コ・条



## f. 事故防止その他の優れた実績・検証体制

### (a) 事故防止に係る実績とその検証



審査項目	審査基準（確認方法）	引用元
事故防止に係る実績	最新の保安に関する技術情報、危険物施設に係る事故情報その他の社内外の保安関連情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成等に有効に活用する体制が整備されていること	B・告 (体制及び役割等 2 ハ (2))
	収集した事業所内外の事故情報を類似事故防止対策に活用する体制が整備されていること	B・告 (体制及び役割等 2 ロ (3))
	事故の直接原因及び間接原因を的確に究明し水平展開を行うなど、再発防止対策が実施されていること	B・告 (体制及び役割等 2 ロ (3))
	事故情報を一元管理し、全ての従業員に公開していること	B・告 (体制及び役割等 2 ロ (3))



## f. 事故防止その他の優れた実績・検証体制

### (b)自律的・主体的な取組みに係る実績とその検証



審査項目	審査基準（確認方法）	引用元
自律的・主体的な取組	新技術などの取り組みなどを他事業所へ展開していること	A・コ
	外部講演会、学会誌、業界誌などで積極的に情報発信や、業界全体の保安力向上に貢献していること	A・コ



- 法第11条第1項の規定において、製造所等の位置、構造又設備の変更を行う場合は市町村長等の許可を受けなければならないとされている。
- 新たな制度は当該変更工事の合理化を目的としたものであることから、制度を活用できる事業者については**市町村長等が認定**することが適切であると考えられる。

## 消防法 第11条

製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

- 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第3号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。) 当該市町村長
- 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。) 当該区域を管轄する都道府県知事
- 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長
- 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣)

- 一方、市町村長等(消防本部)が事業者の認定に係る評価を行う場合、次のような**課題**が挙げられる。

### 【想定される課題】

- 認定審査に係る消防本部の**事務負担増加** (審査担当者の増員や育成等)
- 審査の**平準化が困難** (審査内容、認定レベル及び要求事項等について、消防本部によって差異が生じることが予想される)
- 事業者の負担増加** (消防本部によって異なる要求事項への対応を強いられる)

